

○ 茨城県立医療大学教員海外研修要項

平成7年6月7日

第4回 教授会

改正 平成13年4月18日

改正 平成19年1月17日

改正 平成27年3月18日

改正 令和2年2月18日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

**第1条** この要項は、茨城県立医療大学教員海外派遣研修（以下「海外派遣研修」という。）の効果的な運用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** 海外派遣研修とは、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の学問領域に関連する分野における諸外国の教育・研究動向について調査研究することにより、本学の教育・研究活動の向上に資することを目的として、教員を海外へ派遣して行う研修をいう。

(対象者)

**第3条** 海外派遣研修の対象者は、本学の専任教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）とする。

(派遣者の募集)

**第4条** 派遣者は、本学の学長（以下「学長」という。）が、当該年度の派遣枠及び申請手続き等を示した募集要領を学内に公示することにより、公募する。

2 海外派遣研修を希望する者は、前項の募集要領に定める様式に必要事項を記入して学長に提出しなければならない。

(派遣者の決定)

**第5条** 学長は、前条第2項の申請があったときは、当該研修計画を研究・学術メディア委員会の審査に付するものとする。

2 研究・学術メディア委員会は、研修計画を審査し、審査結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、研究・学術メディア委員会の審査結果を勘案し、海外派遣研修の派遣者を決定するものとする。

(旅費)

**第6条** 学長は、前条第3項により派遣者の決定を行った場合には、予算の範囲内において旅費を支給するものとし、決定後速やかに旅費額を派遣決定者に通知する。

(成果の報告)

**第7条** 海外派遣研修の派遣者は、海外研修を行ったときは、研修終了後速やかに報告書を学長に提出するとともに、研修報告会において発表しなければならない。

(委任)

**第8条** この要項に定めるもののほか、海外派遣研修に関し必要な事項は、学長が定める。

**付 則**

この要項は、平成7年6月7日から施行する。

**付 則**

この要項は、平成13年4月18日から施行する。

**付 則**

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則**

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

**付 則**

この要項は、令和2年2月18日から施行する。

**付 則**

この要項は、令和3年4月1日から施行する。